

日本顔学会会則

1995年 3月 7日 実 施
1998年 10月 3日 改訂承認
2003年 2月 25日 改訂承認
2004年 9月 25日 改訂承認
2009年 10月 31日 改訂承認
2010年 10月 23日 改訂承認

第1章 総 則

第1条 本会は、日本顔学会（Japanese Academy of Facial Studies 略称は J-face）と称する。

第2条 本会は、顔に関する研究の発展を期し、あわせて顔学の普及を図ることを目的とする。

第3条 本会の事務局は、(株)毎日学術フォーラム内（東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル）に置く。

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 本会は個人会員、賛助会員をもって組織する。
2. 個人会員：本会の目的に賛同する者で理事会の承認を得たもの。
3. 賛助会員：本会の目的および事業に賛同支援する団体および機関などで、理事会の承認を得たもの。

第5条 本会に入会を希望するものは、入会金および年会費を添えて所定の手続きをとる。

第6条 個人会員および賛助会員は、会費を納めなければならない。

第7条 2年以上会費を未納のものは、理事会の承認を経て退会させることができる。

第3章 総 会

第8条 本会は、個人会員からなる総会を行なう。

第9条 通常総会は、年1回会長により招集される。ただし必要に応じて会長は臨時総会を招集することができる。

総会の決定は、出席した個人会員の過半数をもって行なう。

第10条 総会は、次の事項を決定する。

1. 役員を選出
2. 予算及び決算
3. 事業計画
4. 会則、そのほかの諸規定の策定および改廃
5. そのほか、会の運営に関する重要な事項

第4章 役 員

第11条 本会には、次の役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副会長 3名以内
3. 理事 若干名
4. 監事 2名
5. 評議員 若干名

第12条 役員の職務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、重要事項を審議すると共に、会長を補佐して会務を分掌する。
4. 監事は、会務ならびに会計を監査する。
5. 評議員は、必要に応じて重要な事項を審議する

第13条 役員は、個人会員のなかから選出し、その選出方法は次の通りとする。

1. 会長、副会長、理事および監事は、理事会で推薦し、総会で承認を経るものとする。
2. 評議員は、会長が理事会に諮り、これを委嘱する。

第14条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で補充された役員の任期は、残任期間とする。

第5章 役員会

第15条 会長、副会長および理事は理事会を組織し、本会の目的達成のため必要事項を審議・企画し、実務を処理する。

第16条 理事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第17条 理事会は、理事を補佐し実務を分担させるための理事補佐を若干名おくことができる。また、必要を認めるときは、構成員以外のものの出席を求めることができる。

第18条 評議員会は、必要に応じて会長が招集し、重要な事項を審議する。

第19条 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

第6章 事業

第20条 本会の目的を果たすために、次の事業を行なう。

1. 年1回以上の学術集会の開催
2. 年1回以上の顔研究に関する情報、会員の活動紹介を中心とした情報誌の発行。
3. そのほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

第7章 会計

第21条 本会の経費は、会員からの入会金および年会費のほか寄付金そのほかをもってあてる。

第22条 本会の入会金および年会費については、別に定める。

第23条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第 8 章 会則の変更

第 24 条 本会則を変更するには、理事会の議を経て総会の決議を必要とする。

附 則

1. 本会則は、1995年3月7日より実施する。
2. 本会は、学会運営事務を、(株)毎日学術フォーラム内(東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル)に委託する。

会費に関する規定

会則第 22 条の本会の入会金および年会費は次の通りとする。

- | | | | |
|--------|------|--------------|-------|
| 1. 入会金 | 個人会員 | 1,000 円 | |
| | 賛助会員 | 5,000 円 | |
| 2. 年会費 | 個人会員 | 5,000 円 | |
| | 賛助会員 | 1 口 10,000 円 | 5 口以上 |

この規定は、2005年1月1日より適用する。